

制限付一般競争入札の実施について（入札公告）

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、伊丹市病院事業契約に関する規程（平成30年4月1日病院管理規定第4号）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年12月23日

発注者	市立伊丹病院	
	伊丹市病院事業管理者	中田 精三
	公立学校共済組合	
	理事長	丸山 洋司

記

1. 入札に付する事項

- | | | |
|------------|--------------------------------|----------------------|
| (1) 入札方法 | 制限付一般競争入札 | |
| (2) 工種 | 建築一式工事 | |
| (3) 工事件名 | 統合新病院整備工事 | |
| | ①（仮称）伊丹市立伊丹総合医療センター整備工事 | |
| | ②（仮称）公立学校共済組合からだところの健康センター整備工事 | |
| (4) 施工場所 | 伊丹市昆陽池1丁目100番他 | |
| (5) 工期 | 契約締結の日から 令和10年3月31日まで | |
| (6) 支払条件 | 前金払、中間前金払及び部分払いあり。 | |
| (7) 予定価格 | 41,716,000,000円(税抜き) | |
| | 内、当初工事予定価格 | 37,433,829,443円(税抜き) |
| | ZEB対象工事予定価格 | 4,282,170,557円(税抜き) |
| (8) 最低制限価格 | 38,378,720,000円(税抜き) | |
| (9) 工事概要 | (1) 統合新病院整備工事 | 一式 |
| | ① 東棟整備工事Ⅰ期 | 一式 |
| | ② 東棟整備工事Ⅱ期 | 一式 |
| | ③ 西棟整備工事 | 一式 |
| | ④ 連絡棟整備工事 | 一式 |
| | ⑤ 駐車場整備工事 | 一式 |
| | ⑥ 立体駐車場整備工事 | 一式 |
| | ⑦ 職員宿舎・保育所棟整備工事Ⅰ期 | 一式 |
| | ⑧ 職員宿舎・保育所棟整備工事Ⅱ期 | 一式 |
| | ⑨ 本館棟整備工事 | 一式 |
| | ⑩ 松風園・桃寿園解体工事 | 一式 |
| | ⑪ 医局棟解体工事 | 一式 |
| | ⑫ 本館棟解体他工事 | 一式 |
| | ⑬ 外来・検査棟解体工事 | 一式 |
| | (2) 統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）調整業務 | 一式 |
| | (3) 省エネ性能評価支援業務 | 一式 |
| | (4) その他関連業務 | 一式 |

- | | |
|--------------------|----|
| ① 資料等の作成 | 一式 |
| ② その他、設計図書等に記載する業務 | 一式 |

2. 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 伊丹市病院事業契約に関する規程（平成30年4月1日病院管理規定第4号）第14条、又は伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第14条に規定する指名競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 対象工事の工種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の許可（4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請させる場合には特定建設業の許可）を有すること。また、単独又は共同企業体を結成する代表構成企業は、建築一式工事に係る建設業法の規定による特定建設業の許可を有していること。
- (3) 入札公告（以下「公告」という。）の日現在において国税又は地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (5) 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限、伊丹市の指名停止基準に基づく指名停止、入札参加停止基準に基づく入札参加停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
- (6) 発注者と参加者との間で参加希望入札案件の入札参加申込期間の最終日から入札最終日までの間に参加者の責に帰すべき事由による履行遅滞や不完全履行が存在しないこと。
- (7) 次のア及びイに該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 当該工事の入札（開札）日前6ヵ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。
- (8) 対象工事の設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本又は人事面等において次のいずれかに該当すると認められる建設業者でないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - ウ その他当該受託者との間において特別な提携関係があると発注者が認めた建設業者
- (9) 地域条件について
地域条件を設定する場合において公告に記載されている「本店」「支店」については、建設業法上の許可を有しているもののみを対象とし、支社、営業所等その名称の如何を問わないものとする。
- (10) 地域制限 設定しない。
- (11) 配置予定技術者について
 - ア (ア) 建設業法に規定する対象工事の工種の技術者（4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請させる場合には監理技術者）を当該工事に配置できること。ただし、3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）については、専任で配置できること。
 - (イ) 監理技術者について、建設業法第26条第3項但書の規定に基づき、監理技術者が工事を兼務しよう

とする場合（以下「特例監理技術者」という。）は、次の要件をすべて満たす場合でなければならない。

- ① 兼務しようとする数が、建設業法第26条第4項の規定で定められる範囲内であること。
- ② 設計図書・公告等において、特例監理技術者を認めない旨の記載がないこと。
- ③ 兼務する工事の施工場所が、伊丹市及びその隣接市（尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、豊中市、池田市）内にあること。
- ④ 兼務しようとする工事の契約金額がいずれも2億円以下であること。

イ 配置予定技術者は、受注者（単独又は共同企業体を結成する代表構成企業）と直接的かつ恒常的な（入札参加申請日以前に3ヵ月以上）雇用関係を有している者に限る。

ウ 配置予定技術者は、開札日において、公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。

- (12) 個別の建設工事について発注者が特に必要と認めて資格を定めた場合は、当該資格を有する者であること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当しないこと。なお、入札に参加しようとする者の使用人が、入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (15) 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することができない。
- (16) 総合評定値 経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値が1700点以上であること。共同企業体を結成している場合においては、代表構成企業が1700点以上であること。
- (17) 施工実績等 平成18年度以降に、契約額30億円以上（税込み）の病院の新築工事の建築一式工事を元請企業として完成した実績を有すること。共同企業体を結成している場合においては、代表構成企業として上記の実績を有すること。
- (18) 単独又は共同企業体を結成する構成企業は建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (19) 共同企業体の構成企業数は2者または3者であること。
- (20) 1構成企業当たりの出資比率は、構成企業数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- (21) 代表構成企業の出資比率は構成企業中最大とする。

3. 設計図書等の貸与

- (1) 提出様式集指定の様式（様式1-1）に必要事項を記入の上、経営規模等評価結果通知書の写しとともに、市立伊丹病院総務課に持参し提出すること。持参する際は、事前に担当部局まで電話すること。
- (2) 設計図書等の交付は、設計図書貸与申請の申込のあった者に対して電子データを収めたDVDで交付するものとする。
- (3) 設計図書等のコピーは認めない。
- (4) 貸与資料については、貸与期間中、貸与を受けた者の責任において管理すること。また、本事業入札手続以外の目的で使用しないこと。
- (5) 受付期間 令和4年12月23日（金）から令和5年1月10日（火）まで
（土日祝日、12月29日（木）から令和5年1月3日（火）を除く、午前9時30分～午後5時00分まで（正午～午後1時を除く））
- (6) 貸与された設計図書等は令和5年2月15日（水）午後5時00分までに担当部局まで返却すること。

4. 入札参加資格に関する質問及び回答

- (1) 入札参加資格に関する質問がある場合は公告に定める期日までに、提出様式集指定の様式（様式2-6）に質問を記載し、電子メールにより提出すること。公告に定める期日までに必着とする。

なお、送信後、市立伊丹病院総務課へ電話し受信の確認をすること。電話等による個別の質問には一切応じない。

- (2) 質問に対する回答は、公告に定める期日までに、電子メールにより回答する。
- (3) 申請期間 令和4年12月23日(金)から12月27日(火)午後5時00分まで
- (4) 回答期日 令和5年1月4日(水)までに電子メールで回答する。

5. 入札参加申込書の受付及び結果通知

(1) 必要書類について

ア 注意点

- (ア) 入札参加を希望する者は、次のイからカまでに定める資料を、封筒の表に「統合新病院整備工事に係る申込書類在中」と朱書きして市立伊丹病院に持参し、入札参加資格の審査を受けること。
- (イ) 提出期日までに上記(ア)の資料を提出していない者は入札に参加できない。
- (ウ) 提出期日を過ぎた後に参加希望者の都合により申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認めない（発注者からの指示があった場合を除く）。

イ 入札参加を希望する者は、提出様式集指定の様式（様式2-1～2-5）を提出すること。ただし、開札において代理人の立会を希望しないものは委任状（様式2-2）の提出を不要とする。

ウ 配置予定技術者の資格を証明する次の書類を提出すること。

開札日において有効期限内の監理技術者資格者証及び講習受講修了証の両面の写し。

エ 配置予定技術者を、入札参加資格審査申請日以前に3ヵ月以上雇用していることを証明する次の書類を提出すること。

健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、住民税特別徴収税額通知書のいずれかの写し等。ただし、健康保険被保険者証の保険者番号、被保険者証等記号・番号等についてはマスキングした上で提出すること。

オ 入札参加申込書を提出するときに配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。なお、公告に掲載している工事に届出のあった技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とする場合で、他の工事を落札したことにより、当該工事に予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札を辞退すること。

カ その他必要書類について

(ア) 代表企業及び構成企業の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

対象工事の工種の総合評定値が公告に定める範囲内の数値であり、かつ、最新分で開札日現在有効なものの写し。

(イ) 施工実績を証明する書類

次の条件を全て満たす工事の実績を有していること。

- ① 平成18年度以降に完成したもので元請企業として受注したもの。
- ② 契約額が30億円以上の病院の新築工事であること。
- ③ 共同企業体として有する工事実績については、代表者（幹事企業）であること。

(2) その他

ア 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札とみなす。

イ 入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、入札参加申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の入札参加申込書を、紙書類により提出すること。

なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ（入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届出）を行うこと。これに違反して入札した場合は、地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限、市立伊丹病

院又は伊丹市の指名停止基準に基づく指名停止、入札参加停止基準に基づく入札参加停止（以下「資格制限等」という。）を行うことがある。

ウ 資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 提出された入札参加資格確認申請書及びその他の資料は、入札参加資格の確認以外に使用しない。また、返却もしない。

オ 申請書類の提出後、コリンズ等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

カ 設計図書の出借を受けた者のうち、入札参加申込書の提出をしない者は、以下の申請期間までに貸与書類を返却するとともに、入札参加資申込書の提出をしない旨を記した書類（任意書式）を提出すること。

(3) 入札参加資格の確認を行う日は、公告に定める申請期間の末日とする。

(4) 入札参加資格の有無の判定は、開札日現在を基準とする。

(5) 申請期間 令和4年12月23日(金)から令和5年1月10日(火)まで
(土日祝日、12月29日(木)から令和5年1月3日(火)を除く、午前9時30分～午後5時00分まで(正午～午後1時を除く))

(6) 結果通知 令和5年1月11日(水)までに電子メールで入札参加資格確認通知書により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、市立伊丹病院に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求める場合は、公告に定める期日までに、説明要求書（任意書式）を電子メールにより提出すること。期日までに必着とする。

なお、送信後、市立伊丹病院総務課へ電話し受信の確認をすること。電話等による個別の質問には一切応じない。

(2) 期日までに当該要求書の送信があった場合は、これに対し公告に定める期日までに電子メールにより回答する。

(3) 要求期間 令和5年1月12日(木)から1月18日(水)午後5時00分まで

(4) 回答期日 令和5年1月25日(水)

7. 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書などに対する質問がある場合は公告に定める期日までに、提出様式集指定の様式（様式 3-1）に質問を記載し、電子メールにより提出すること。公告に定める期日までに必着とする。

なお、送信後、市立伊丹病院総務課へ電話し受信の確認をすること。電話等による個別の質問には一切応じない。

(2) 質問に対する回答は、公告に定める期日までに、電子メールにより回答する。

(3) 提出された質問は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは回答しない。

(4) 提出期間 令和5年1月16日(月)から1月19日(木)午後5時00分まで

(5) 回答期日 令和5年1月26日(木)

8. 入札の日時、方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札金額は、特に指示しない限りは、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

イ 契約金額は、特に指示しない限りは、入札書に記載された金額に10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- エ 入札書の提出にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を決めなければならない。
- オ 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭でないこと。
- キ 期日後の提出書類の差し替えは一切認めない。
- ク 入札書及び入札内訳書等について
- (ア) 以下の書類について、同封し厳封した紙媒体を公告に定める期日までに市立伊丹病院総務課に到達するように、速達あるいは時間帯指定郵便等により、一般書留郵便にて提出すること。
- 1) 入札書（様式 4-1）
- 2) 「統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）」にかかる見積書（任意書式）
- (イ) 提出された入札書に記載がない場合又は記載された内容が著しく不適切である等不備なときは、提出業者の入札は失格とする。
- (ウ) 契約締結後に、落札者は見積の検討に作成した内訳書（任意書式）及び入札内訳書を電子データにて参考図書として提出すること。
- (エ) 入札内訳書の内容は、設計図書の数量明細書に対応するものの金額を表示したものに、住所、名称、代表者名、工事名称を記載し押印したものとする。
- (オ) 入札内訳書は、その内容が入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。ただし、発注者は、提出された入札内訳書の内容等について説明を求めることがある。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることができる。また、落札者決定後であっても、発注者は、それを取り消すことがある。
- (カ) 提出された内訳書及び入札内訳書は返却せず、必要に応じて公表することができる。
- ケ 同一事項の入札について、1 者の入札者が 2 通以上した入札でないこと。
- コ 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ねた入札又は複数の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- サ 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。なお、資本関係のある者は次の (ア)、(イ) のいずれかに、人的関係にある者は次の (ウ)、(エ) のいずれかに該当する者とする。
- (ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 17 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (エ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- シ 設計図書、現場、契約条項等を熟知した上で、適正に積算を行い、入札すること。
- なお、設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- ス 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めること。
- なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- (3) 前項の認定は入札執行者が行い、入札者は異議の申立てができないものとする。

(4) 辞退について

ア 入札を辞退するときは、その旨を申し出ること。

イ 入札辞退届を提出様式集指定の様式(様式 2-7) にて作成の上、入札書提出締切日時までに市立伊丹病院に持参すること。以下の期間に必着とし、期日後の辞退は認めない。

入札辞退届提出期間 令和5年1月12日(木)~2月14日(火)午後5時00分まで(土日祝日を除く)

ウ 辞退した場合において、辞退した者が既に提出した書類は無効とする。

エ 一度辞退届を提出した場合には、当該辞退届を撤回することはできない。

オ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(5) 無効となる入札について

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札

イ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者の入札

ウ 予定価格を超える金額の入札

エ 入札参加者間において、次の基準の関係にある者同士がしたすべての入札(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(ア) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者以上の場合。

1) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権も有している。

2) 個人事業主や組合等の法人の理事が、他の会社の役員等を現に兼ねている。

オ その他公告等において特に指定した事項に違反した入札

(6) 入札の中止等

ア 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

イ 入札参加申請をした者がいなかった場合又は審査の結果、入札参加資格を有する者がいなかった場合には、当該入札を中止するものとする。入札書の提出がなかった場合も、同様とする。

ウ 公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。

エ 入札参加者が不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 上記の場合には、速やかに当該措置の内容を市立伊丹病院ホームページに掲載するとともに、発注者が把握している入札参加予定者に通知するものとする。

(7) 入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加申込書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする

ア 入札参加申込書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。

イ 落札者決定日の翌日から契約までの間において、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、発注者は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、発注者は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(8) その他

現場説明はしない。

(9) 提出期間 令和5年2月13日(月)から2月14日(火)午後5時00分まで

9. 開札手続き

(1) 開札日は、公告に定めるとおりとする。

(2) 開札には当該入札参加者の立会を認める。立会を希望する場合、入札会場にて立会人の身分を証明するに足り

る書類を提示すること。代理人が立会う場合は委任状（様式 2-2）を入札参加申込書提出時に提出すること。なお、立会人は 1 社 1 名までとする。立会人が 2 名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員が 1 名以上立会う。

- (3) 落札は公告に掲載している予定価格以内の最低価格のものをもって落札とする。ただし、最低制限価格を設定した工事においては最低制限価格に達しないものは採用しない。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合には、くじにより、落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。このとき、当該入札参加者の立会が無い場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。
- (5) 入札執行回数は、1 回とする。
- (6) 開札日 令和5年2月15日（水）
場 所 市立伊丹病院 講堂（予定）
詳細の通知は入札参加資格通知の際にメールにて行う。

10. 契約の締結

(1) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。契約書は 3 通作成し、各 1 通を保管する。
- イ 発注者が定めた契約書により、全ての入札案件において契約書を作成するものとする。落札者は、契約書に記名押印し、市立伊丹病院総務課に提出しなければならない。
なお、契約書作成に係る費用はすべて落札者の負担とする。

(2) 提出書類等

- ア 契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定するもの。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
- イ 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に参加すること。また、必要な数の共済証紙を購入し、建設業退職金共済掛金収納書を提出すること。
なお、契約金額が 100 万円未満のときは、収納書の提出を省略することができる。
- ウ 契約金額が 500 万円以上の工事の落札者は直ちにコリンズ登録の手続きをしなければならない。
- エ 落札者は『市立伊丹病院契約等からの暴力団排除に関する要綱』に基づき、契約締結までの間に宣誓書の提出をすること。
- オ 提出された資料等は返却しない。ただし、発注者において無断で使用できないものとする。

(3) 下請負について

- ア 下請業者の選定及び建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- イ 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないことになっているので遵守すること。
- ウ 元請業者は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負業者等にしわ寄せが生じないよう努めること。
- エ 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。

(4) その他

- ア 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。
- イ 工事の受注者は、伊丹市ホームページにおける契約・検査課のページに掲載している「公共工事の施工上の

留意事項」及び「生コンクリート品質低下防止対策指針」に基づき、適正な施工を確保すること。

ウ 落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。この場合、資格制限等を行うことがある。

エ 工事完成保証人は不要とする。

オ 契約の履行にあたって、受注者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになったときは、発注者は、下請契約等の解除を求めることがある。このとき、受注者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、受注者との契約を解除し、損害賠償を請求することがある。この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。

カ 落札者は、契約期間中、入札申込時に届出をした配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。配置できない場合は、資格制限等の措置を行うことがある。

キ 病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

ク 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、指名停止等を受けた場合は契約を締結しない。この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。

ケ 本工事に伴う統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）（別途工事）との総合調整業務

(ア) 本工事を進めるに当たっては、現市立伊丹病院敷地内に敷設されている公共下水道本管を迂回する工事が必要である。本工事契約締結後、速やかに発注者である伊丹市上下水道局と協議し下水道迂回工事契約を行うこと。

(イ) 本工事の予定価格に、統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）（別途工事）に係る工事費は含まない。

(ウ) 統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）に係る契約上限価格は 108,153,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

コ 本工事は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）のうち「新築建築物のZEB化支援事業」（以下「ZEB」という）に応募することを予定しているため、本工事の契約については、当初工事とZEB対象工事に分けて契約する。それぞれの契約額は次の通りとする。

当初工事契約額(税込み) = 当初工事予定価格 × (入札金額/予定価格) に 10% を加算した額

ZEB対象工事契約予定額(税込み) = ZEB対象工事予定価格 × (入札金額/予定価格) に 10% を加算した額

サ ZEBにかかわる工事範囲は設計図書等を確認のこと。

シ ZEB対象工事については契約及び当該補助金の交付決定までは施工することができない。ZEB対象工事の契約については、当該補助金の公募時期及び条件並びに施工の進捗状況に応じて契約（令和7年度を予定）を行う。

ス ZEB対象工事については補助金交付決定後、契約書及び入札公告等に基づく契約金額の変更を行う。

1.1. その他

(1) 入札参加者は、入札後、公告、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者数及び参加者名は、入札執行以降に公表する。

(3) 落札者決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、入札参加資格を有しないものとみなし、無効とする。

(4) 入札参加者は、発注者が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。

1.2. 問合せ先及び資料提出先

〒664-8540 伊丹市昆陽池1丁目100番地 TEL072-767-1029

市立伊丹病院事務局 総務課

e-mail: itamihp-shinbyouin@city.itami.lg.jp